

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(平成28年4月1日～平成29年3月末日)

1 不服の総処理件数

87件

2 長官決裁による処理

2件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 84件

(2) 処理結果

監督権不行使 84件

(3) 概要：別添のとおり

(局課別内訳)

秘書課2件、総務局3件、人事局2件、民事局36件、刑事局17件、行政局9件、家庭局15件

(態様内訳)

裁判事務関係 72件、司法行政事務関係 12件

(4) 特徴的態様

態様の内訳としては、裁判事務関係の不服が全体の約86パーセントを占める。また申出人の類型としては、判断、判決への不服や訴訟進行への不服等事件当事者からのものが約88パーセントを占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 秘書課	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.7.4	局長等専決	監督権不行使	対象職員は総長
2 秘書課	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H29.1.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は記載なし
3 総務局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H28.4.14	局長等専決	監督権不行使	
4 総務局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H28.5.31	局長等専決	監督権不行使	
5 総務局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H28.10.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は[REDACTED]事件の担当書記官の監督者とされている者(所長、首席書記官等)

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの

裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
6 人事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H28.5.30	局長等専決	監督権不行使	
7 人事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H28.7.11	局長等専決	監督権不行使	
8 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.8	局長等専決	監督権不行使	
9 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.8	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
10 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.8	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
11 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.8	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
12 民事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.4.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は所長
13 民事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.4.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は所長 [REDACTED]
14 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.25	局長等専決	監督権不行使	
15 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.5.10	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

■ 裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 ■ 裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
16 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H28.5.10	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
17 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.6.1	局長等専決	監督権不行使	
18 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H28.6.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
19 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.6.6	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
20 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.6.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
21 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H28.9.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
22 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H28.10.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
23 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.11.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は高裁長官
24 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H28.12.13	局長等専決	監督権不行使	
25 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.12.28	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官(庶務課長)

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

	担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理種類	処理結果	備考
26	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.7	局長等専決	監督権不行使	
27	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.7	局長等専決	監督権不行使	
28	民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.3.15	局長等専決	監督権不行使	
29	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.15	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
30	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.23	局長等専決	監督権不行使	

※裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 ※裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出入類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
31 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.23	局長等専決	監督権不行使	
32 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	
33 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
34 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
35 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]

□ 裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 □ 裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
36 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
37 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
38 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
39 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
40 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
41 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
42 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
43 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.31	局長等専決	監督権不行使	
44 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.4.18	局長等専決	監督権不行使	
45 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.6.30	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
46 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.11.17	局長等専決	監督権不行使	
47 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.11.25	局長等専決	監督権不行使	
48 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.11.29	局長等専決	監督権不行使	
49 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.12.1	局長等専決	監督権不行使	
50 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.1.16	局長等専決	監督権不行使	

※裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 ※裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
51 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.1.18	局長等専決	監督権不行使	
52 刑事局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.1.26	局長等専決	監督権不行使	
53 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.1.26	局長等専決	監督権不行使	
54 刑事局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.2.16	局長等専決	監督権不行使	
55 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.2.16	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人種別	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
56 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.2.21	局長等専決	監督権不行使	
57 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.3.1	局長等専決	監督権不行使	
58 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.27	局長等専決	監督権不行使	
59 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
60 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.3.27	局長等専決	監督権不行使	

□裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 □裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理種類	処理結果	備考
61 行政局	弁護士	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.7.11	局長等専決	監督権不行使	
62 行政局	当事者	裁判事務	審記官	[REDACTED]	H28.7.11	局長等専決	監督権不行使	
63 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.7.13	局長等専決	監督権不行使	
64 行政局	当事者	裁判事務	審記官	[REDACTED]	H28.9.20	局長等専決	監督権不行使	
65 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.11.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び審記官

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
66 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.12.28	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
67 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.1.27	局長等専決	監督権不行使	
68 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.2.2	局長等専決	監督権不行使	
69 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.3.27	局長等専決	監督権不行使	
70 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.5.2	局長等専決	監督権不行使	

□裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 □裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
71 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.7.22	局長等専決	監督権不行使	
72 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.8.25	局長等専決	監督権不行使	
73 家庭局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.9.5	局長等専決	監督権不行使	
74 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.9.12	局長等専決	監督権不行使	
75 家庭局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H28.9.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は所長 [REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
76 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.9.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
77 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.12.1	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
78 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H28.12.26	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
79 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.1.5	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
80 家庭局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED] [REDACTED]	H29.1.20	局長等専決	監督権不行使	対象職員は所長 [REDACTED]

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
81 家庭局	その他	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.2.15	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
82 家庭局	その他	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.9	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
83 家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
84 家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.3.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの
 裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等（参考）

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1人事局	その他	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H28.8.25	長官決裁	監督権不行使	[REDACTED] にて、裁判所法82条の不服として処理をした。
2人事局	その他	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H28.8.30	長官決裁	監督権不行使	[REDACTED] にて、裁判所法82条の不服として処理をした。
3民事局	弁護士	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H29.2.14	その他	その他	[REDACTED]

(平成29. 6. 6 刑一印)

検察審査会事務局長研究会の開催について

- 1 主催 次による共催
- (1) 東京、仙台各高等裁判所
 - (2) 大阪、高松各高等裁判所
 - (3) 名古屋、札幌各高等裁判所
 - (4) 広島、福岡各高等裁判所
- 2 期日 平成29年10月1日から10月31日までの間の1日
- 3 開催場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
1の(4)については、広島高等裁判所
- 4 研究事項 (1) 事件の審査や審査会議運営のための補助事務に関し考慮すべき事項
(2) 検察審査会行政事務に関し考慮すべき事項
- 5 研究員 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検察審査会）及び上記検察審査会以外で検察審査員選定手続を集約処理している検察審査会（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）の検察審査会事務局長とする。
なお、これらの研究員に加え、各高等裁判所管内の実情に応じて主催庁において調整の上、若干名の検察審査会事務局長を選定することは差し支えない。
- 6 司会者 開催場所にある第一検察審査会の検察審査会事務局長